

北海道立衛生研究所における公正な研究活動に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、研究活動上の不正行為が研究活動全体に深刻な影響を及ぼすとともに、北海道（以下「道」という。）及び北海道立衛生研究所（以下「当所」という。）の社会的信用を失墜させる重大な問題であることに鑑み、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を踏まえ、当所における公正な研究活動に資するため、不正行為の防止等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究活動 他の研究者が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為をいう。
- (2) 不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる研究の立案、計画、実施及び成果の取りまとめ等の各過程においてなされる次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものであることが合理的根拠をもって明らかであると認められた場合及び適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、不正行為には当たらないものとする。
 - ア ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - イ 改ざん 研究資料、機器及び過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ウ 盗用 他の研究に携わる者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果及び論文又は用語を、当該研究に携わる者の了解を得ず又は適切な表示なく流用すること。
 - エ 上記以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(研究倫理教育責任者の設置)

第3条 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、当所に研究倫理教育責任者を置くものとし、所長をもってこれを充てる。

(研究倫理教育の実施)

第4条 研究倫理教育責任者は、研究職員及びその他研究の関わる職員（当所を本務とする者以外を含む）（以下「研究職員等」という。）に対し、研究倫理教育を実施することにより、規範意識の向上を図るものとする。

- 2 前項の教育は、研修会の開催その他適当な方法により、定期的に実施するものとする。
- 3 研究職員等は前項の研修会を受講しなければならない。

(研究データ等の保存及び開示)

第5条 研究職員は、研究活動により得られた研究データ等各種資料（以下「研究データ等」という。）は、北海道文書管理規程（平成10年3月31日訓令第7号）その他関係規則等の定めるところにより、公表後5年間適切に保存しなければならない。

2 研究データ等は、必要に応じ、北海道情報公開条例（平成10年条例第28号）その他関係規則等の定めるところにより、開示を行うものとする。

(受付窓口等)

第6条 不正行為に関する告発又は告発の意志を明示しない相談（以下「告発等」という。）に対応するため、受付窓口を設置する。

2 受付窓口は企画総務部企画情報グループ主幹とする。

(1) 名 称

北海道立衛生研究所企画総務部企画情報グループ

(2) 住所等

〒060－0819 北海道札幌市北区北19条西12丁目

(3) 連絡先

電 話 011-747-2717 F A X 011-736-9476

(4) 電子メールアドレス

meyasubako@iph.pref.hokkaido.jp

(5) 受付方法

封書（書面）、電子メール、電話、F A X、面談等

3 受付窓口は、告発を受理したときは、速やかに所長にその内容を報告しなければならない。また、企画総務部企画情報グループ主幹が自らの職務において不正行為を知り得たときも同様とする。

4 受付窓口は、第1項に規定する相談を受け付けたときは、その内容を確認、精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認するものとする。

5 本条の規定による告発の受付に関与する者（以下「受付関係者」という。）は、告発を行った者（以下「告発者」という。）及び告発において不正行為を行ったとされる者（以下「被告発者」という。）を特定する情報並びに告発等の内容について、告発者及び被告発者の意に反して受付関係者以外の者に遺漏しないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。

(調査及び処分)

第7条 告発等の内容により不正行為の疑いがあると認められた場合、所長は、自らを長とする調査委員会を組織し、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 調査委員会は、次に掲げる者の中から所長が指名することとし、(4)の委員を半数以上含むものとする。

(1) 副所長

(2) 感染症センター長

(3) 各部長

(4) 外部有識者

3 前2項の規定にかかわらず、調査対象となる研究及び告発者又は被告発者と直接の利害関係を持つ者は、委員となることができない。

4 不正行為の調査に係る取扱いについては、研究上の不正に係る調査取扱要領の定めるところによる。

5 調査委員会は、告発者及び被告発者を特定する情報並びに告発等の内容及び調査内容について、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外の者に遺漏しないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。

6 第1項の調査の結果、不正行為があったと認められた場合、所長は、当該不正行為を行った者と認められた者の処分を道に委ねるものとする。

7 前項の対象となる職員の処分が決定した場合、当該不正行為の内容等の公表を行うものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、公正な研究活動に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年9月18日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年9月16日から施行する。